

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和7年第1回定例会提出予定議案の説明

- (13) 議案第22号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第22号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和7年2月10日

健康福祉局

議案第 22 号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 6 年厚生労働省令第 164 号）

2 改正の主な内容

上記 1 に伴い、指定短期入所生活介護等の人員に関する基準のうち、指定短期入所生活介護事業所、基準該当短期入所生活介護事業所等に置くべき従業者を次のとおり改めるもの

「栄養士」→「栄養士又は管理栄養士」

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 第 9 章 短期入所生活介護 第 2 節 人員に関する基準 （従業者の員数） 第148条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第 5 節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第132条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第131条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第 4 節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にある場合は、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第 4 号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 （1） 医師 1人以上 （2） 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100人又はその端数を増すごとに 1人以上 （3） 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）常勤換算方法で、利用者の数が 3 人又はその端数を増すごとに 1人以上	○川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 第 9 章 短期入所生活介護 第 2 節 人員に関する基準 （従業者の員数） 第148条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第 5 節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第132条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第131条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第 4 節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にある場合は、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第 4 号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。 （1） 医師 1人以上 （2） 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100人又はその端数を増すごとに 1人以上 （3） 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）常勤換算方法で、利用者の数が 3 人又はその端数を増すごとに 1人以上

改正後	改正前
(4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1人以上 (5) 機能訓練指導員 1人以上 (6) 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当な員数 2 略 第9章 短期入所生活介護 第7節 基準該当居宅サービスに関する基準 (従業者の員数) 第183条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1) 生活相談員 1人以上 (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第168条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第185条において同じ。）の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上 (3) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1人以上 (4) 機能訓練指導員 1人以上 (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当な員数 2 略 第10章 短期入所療養介護	(4) <u>栄養士</u> 1人以上 (5) 機能訓練指導員 1人以上 (6) 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当な員数 2 略 第9章 短期入所生活介護 第7節 基準該当居宅サービスに関する基準 (従業者の員数) 第183条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。 (1) 生活相談員 1人以上 (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第168条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第185条において同じ。）の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上 (3) <u>栄養士</u> 1人以上 (4) 機能訓練指導員 1人以上 (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当な員数 2 略 第10章 短期入所療養介護

改正後	改正前
第2節 人員に関する基準 第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。 （1） 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士又は管理栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第176条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第175条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第202条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。 （2） 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。 （3） 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護職員又は介護職	第2節 人員に関する基準 第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。 （1） 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第176条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第175条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第202条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。 （2） 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、<u>栄養士</u>及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。 （3） 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護職員又は介護職

改正後	改正前
員を1人以上配置していること。 (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士又は管理栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。 2 略	員を1人以上配置していること。 (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。 2 略